

『2分で読切り アシコン・ニュースレター』 発行 アシストコンサルティング 江尻幸雄



このニュースレターは名刺等を交換させて頂いた方へ 2 週間おきにお送りしています。何かしらでも皆様のお役にできれば幸いです。送信不要の場合、お手数ですが空メールの返信をお願い申し上げます。

今回のテーマは、『ものづくり補助金(俗称)がやって来る!』です  
前号・今号と補助金関連のニュースが多いのですが、平成 29 年度補正予算案が取り出される時期ですので、どうかお許しください。と言うことで今号は先週 15 日に発表された中でも「ものづくり補助金(俗称)」についてお話しします。未利用の方、2 度目の利用の方もご覧ください。

● 「ものづくり補助金」ポイント

当補助金は、私の手元にある資料では、平成 25 年3月付公募要領「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金」と言う長〜い名称で始まり、少しずつ内容を変え補助金名も変え現在に至っています。ただ、基本補助額 1000 万円以内、試作品開発や設備投資に貢献する事業、認定支援機関の支援を得ること、は変わっていないようです。

さて、息の長い補助金ですので前回予算が減少しました。しかし今回は 1,000 億円程度まで増額されています。全国の1万社!に1000万円の補助を行うことで国の政策でもある「生産性の向上」を実現させようとするものです。この点はかならずチェックポイントとなります。

それでは、今回の変更点を確認してみましょう。前回あった3,000万円増額枠がなくなり、その代わりに連携体として生産性向上に取り組む場合の600万円枠が設けられています。それと専門家や認定支援機関によるソフトな支援体制が設けられています。従来のフォローアップの実態に鑑みた結果でしょうが、公募要領を見てみると今一つ、「認定支援機関との連携」がどこまでを指すのかが分かりません。

ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業					
①中小企業・小規模事業者の約1万社を支援					
ものづくり・商業・サービス補助金の全体規模を拡大しつつ、基本的な補助上限を1,000万円に					
②事業類型における「企業間データ活用型」の創設					
複数の中小企業者が連携し、事業者間でデータ・情報を活用、連携体として新たな付加価値の創造や生産性向上に取り組む事業を支援					
(3社連携の場合)	<table border="0"> <tr> <td>A社…1,000万円</td> <td rowspan="3">} +200万円 ×3=600万円 (連携体内で配分可能)</td> </tr> <tr> <td>B社…1,000万円</td> </tr> <tr> <td>C社…1,000万円</td> </tr> </table>	A社…1,000万円	} +200万円 ×3=600万円 (連携体内で配分可能)	B社…1,000万円	C社…1,000万円
A社…1,000万円	} +200万円 ×3=600万円 (連携体内で配分可能)				
B社…1,000万円					
C社…1,000万円					
③専門家を活用した生産性向上を支援					
生産性向上に効果的な設備導入を行うため、機械設備などの導入と併せて専門家を活用する場合に補助上限額を30万円アップ					
④認定支援機関による採択後のフォローアップ体制の強化					
申請時に認定支援機関との連携を要件とするとともに採択後から事業終了後5年間のフォローアップを求め、事業の成果(事業化状況、付加価値額など)を見える化					

出所 日刊工業新聞 2017 年 12 月 15 日

● 補助金公募開始はいつ? どう準備するか。

実は概要が発表されただけで確定となる「公募の手引き」はまだ公開されていません。しかしマスコミの報道によれば今回の公募開始時期は“平成 30 年 2 月“、そして採択結果は 4 月を目途に発表されるのではないかとのことです(あくまで予想です。詳細が出る 1 月頃に再度ニュースメールでお知らせします。)

つまり提出までの期間は 2 ヶ月を切っていると考えてもおかしくない状況です。常日頃から多くの経営課題に取り組んでいる経営者においても新たな取組のアイデアがないと補助金と言う機会を最大限に活用できません。また、今まで事業(経営)計画を作成した経験が浅い企業やそもそも企画書を作成した経験がない企業において初めて応募書類を作るだけでも大変な労力が待ち受けています。多くの応募書類を見てきましたが、失礼ながら内容以前に応募様式のレベルに達していないものもありました。応募において説明を求められている事項が何かを理解し、それをどのように表現して読み手に伝えようと工夫し、理路整然と根拠を持ってストーリーを描くことのできた書類が採択されるようです。文書量がすくなくても、個人の方でも、採択を受けています。さて事業計画未完の方はここから始めてみましょう。気になる方はお気軽にお問合せ下さい。最後までお読み頂きありがとうございます。